

4監第 109 号
令和4年12月28日

福島市議会議長 真田 広志 様
福島市長 木幡 浩 様

福島市監査委員 佐藤 博美
同 遠藤 和男
同 小野 京子
同 大平 洋人
(公印省略)

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による定期監査及び財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び監査対象期間

危機管理室

令和3年4月から令和4年3月までの執行業務

第2 監査の実施期間

令和4年8月17日から令和4年12月27日まで

第3 監査した委員

佐藤博美、遠藤和男、小野京子、大平洋人

第4 監査の方法

重点監査事項である「収入事務」及び前回の注意事項については、内部統制の整備状況及び運用状況について、提出を求めた資料や関係職員からの説明・聴取により有効性を評価し、リスクの程度に応じて実施した。

また、その他に関してはあらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、現金等確認、備品確認及び施設実査を実施した。

第5 監査の結果

- ・雑入（電気使用料）において、使用料の実費相当額算出に誤りがあった。
また、行政財産の設置事業者が負担すべきであった引き渡し前の電気使用料から発生した延滞利息を市が負担したものについて、設置事業者に求償していなかった。

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び監査対象期間

市民・文化スポーツ部

令和3年4月から令和4年3月までの執行業務

第2 監査の実施期間

令和4年8月17日から令和4年12月27日まで

第3 監査した委員

佐藤博美、遠藤和男、小野京子、大平洋人

第4 監査の方法

重点監査事項である「収入事務」及び前回の指摘事項等については、内部統制の整備状況及び運用状況について、提出を求めた資料や関係職員からの説明・聴取により有効性を評価し、リスクの程度に応じて実施した。

また、その他に関してはあらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、現金等確認、金庫確認及び備品確認を実施した。

第5 監査の結果

- ・雑入（広告付番号案内表示システム広告料等収入）において、電気使用料の実費相当額算出に誤りがあった。
- ・郷土史料室の物品売払収入（図書等頒布収入）の徴収及び収納事務の私人への委託について、告示がされていないものがあった。
また、前回同様、郷土史料室の物品売払収入（図書等頒布収入）において、契約書等を交わさずに図書の販売を委任しているものがあった。
- ・体育施設等使用料において、使用料の算出に誤りがあるものがあった。